

学校・幼稚園における 個人情報保護ガイドライン

まえがき

平成17年4月1日から「個人情報の保護に関する法律」(以下、個人情報保護法と略します)が全面施行されました。この法律では個人情報を悪用する者を罰するというより、個人情報を持つ組織の戸締まりを厳密化し、悪質な場合には罰則規定を適用する内容(あくまでも民間が対象)となっています。大磯町教育委員会としてはこの法律の趣旨に則り、学校が留意すべき点をまとめました。高度情報化社会において個人情報の保護は緊急の課題です。各幼稚園・学校現場においては慎重かつ綿密な対応をお願いします。なお個人情報とは個人が特定される情報(識別可能情報)を指します。

ガイドライン策定の目的

今回の個人情報保護法は厳密に言えば事業者(学校に置いては私立学校)が対象となる法律であり、公立学校においては自治体が制定した個人情報保護条例が適用されます。適用すべき法律・条例はインターネットで見ることが出来ます。

- * 「個人情報の保護に関する法律」(一般的には個人情報保護法)全文
アドレス <http://www.kantei.go.jp/jp/it/privacy/houseika/hourituan/>
- * 神奈川県個人情報保護条例(平成2年3月30日制定)
アドレス <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/johokokai/kojin/zenbun.htm>
- * 大磯町の個人情報保護条例
個人情報保護条例(平成12年3月28日制定)
個人情報保護条例施行規則(平成12年6月15日制定)
個人情報保護審査会規則(平成12年6月28日制定)
大磯町ホームページの「大磯町例規集」から検索できます。
アドレス http://172.16.0.205/d1w_reiki/mokuji_bunya.html

しかしながら個人情報保護法には官民を通じた情報の適正な取扱いの基本理念が前半の部分に記されているため、公立学校といえどもこの法律に準拠した対応の必要性があります。従来、公立学校と個人情報保護条例との関係では情報開示の是非が問題になってい

ましたが、今回の法律では個人の権利利益を保護する観点から個人情報の蒐集や利用の在り方が問題となっています。そのため公立学校・園では園児・児童・生徒の個人情報や利用についてより一層厳密な対応が必要になっています。

なお文部科学省は個人情報保護法の施行にあたって

「学校における生徒などに関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」（告示第161号）

を定め、同指針の解説書を作成しています。

アドレス http://www.mext.go.jp/b_menu/public/2004/04111001/001.pdf

個人情報取扱いの原則

国際的に確立された原則（1980年にOECDで採択されたプライバシー・ガイドライン）に沿って今回個人情報保護法が制定されました。神奈川県また大磯町の個人保護条例も同じ趣旨で制定されています。主要な原則を以下に掲げます。

- 1 個人情報の利用目的を出来る限り特定する。（15条）
- 2 個人情報は本人の同意を得ないで、特定された利用目的の範囲を超えてはならない。（16条）
- 3 個人情報は、その利用目的を本人に通知し、公表しなければならない。（18条）
- 4 個人データの漏洩、滅失、毀損の防止など安全管理措置を講じなければならない。（20条）
- 5 本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。（23条）
- 6 本人から個人データを開示を求められたときは遅滞なく開示しなければならない。ただし 生命、身体、財産等の権利利益を害するおそれがある場合、業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、他の法令に違反する場合は、開示しないことが出来る。（25条）
- 7 本人から、訂正、追加、削除を求められた場合は、遅滞なく審査を行い、訂正を行わなければならない。（28条）

個人情報と学校との関係

1 学校・園が個人情報を取得し、校務のために使用し管理する場合の具体的事例と取り扱い上の注意

ア「家庭環境調査書（表・票）」

入学に当たり、幼稚園・小学校・中学校において園児・児童・生徒の住所や電話番号、家庭の状況などの基本的事項を申告していただいています。この情報が目的外に利用されたり、外部に流出する事を防ぐために、各園・学校は厳格な管理が必要です。現在、その扱いは、担任が保管する場合、学年ごとに保管する場合など、少しずつ学校・園によって異なっていますが、これは鍵付きの場所での保管を前提に園長・学校長の責任において定めて下さい。

全国には「情報管理委員会」という校務分掌を設置して学校における公開・開示すべき公文書の管理とともに個人情報の保護に努めている学校もあります。

平成17年5月、小田原で紛失事件がありました。

【事例】

家庭環境調査表を紛失

3年生32人分 3週間公表せず 小田原三の丸小

小田原市教育委員会（青木秀夫教育長）は6日夜、市立三の丸小学校（同市本町1丁目、寺山大機校長551人）で個人情報が入った家庭環境調査表を紛失したと発表した。紛失に気づいてから3週間もたっており、個人情報の扱いと対応に問題を残した。

紛失したのは、同小3年1組の32名分で、児童氏名、住所、電話番号、保護者氏名、緊急連絡先、家族構成、入学前の経歴、自宅までの略図、保護者の要望などが記載されている。

4月6日に男性教諭（37）が同表を34人の児童に配付。集まった表は同教諭が職員室の机の上にあるファイルに挟み、置いていた。13日にファイルがなくなっていることに気づき捜したものの、見つからなかった。その後、全職員で校内を捜したが発見できず、27日、校長が市教委に報告した。

通常は同表が集まり次第、職員室にある鍵付きのキャビネットに順次保管することになっているが、担任教諭はそれを怠っていたという。6、7日に校長、担任教諭が児童の家庭を訪問し、謝罪する。

同校が盗難に遭った形跡はないことから市教委は6日、小田原署に紛失届を提出した。青木教育長は「児童の安全にかかわる個人情報の管理は万全を期すべきもので、二次被害が出ないようにしていきたい」などと謝罪した。（松村祐介）

（平成17年5月7日 神奈川新聞）

イ 園児名簿・児童名簿・生徒名簿の印刷と配付

園・学校全体で園児・児童・生徒の情報を一元的に把握するために全校児童・生徒を対象としたデータを作成し（名簿など）、利用する事もありますが、これも書類の形態であれ、コンピュータ上のファイルの形態であれ、厳格な管理が必要です。かつてはこれらの情報を広範囲に活用していましたが、今後は法令の定めにしたがって適正に利用しなければなりません。

園児・児童・生徒の名簿を印刷・配付するときは以下の点に留意して下さい。

印刷数、配布先を明確にすること。

（表紙に通し番号を記載したり、ゴム印などによる配布先氏名の表示など）

「取り扱い注意」の表示をする。

保管場所については細心の注意を払うこと。

ウ 緊急連絡網の作成と配付

緊急連絡網は多くの場合、運動会などの行事の中止、生徒の緊急安全情報の提供、翌日の授業・学年・学級・PTAなどの連絡に使われてきました。しかしこれらの情報が広く配付され、民間企業の営業活動や宗教の勧誘活動などに利用されたトラブルも頻発しています。

緊急連絡網の形式には全国の事例をみると以下のような形式があります。

- 全員の氏名・住所・電話番号を記載する場合
- 全員の電話番号のみを記載する場合
- 全員ではなく、保護者の要請があった場合に電話番号も非記載として、直接担任による連絡体制をとる場合
- 切取線があって1行だけの電話連絡網を配付している場合
- 連絡すべき次の人だけの電話番号を知らせる場合
- 地域名だけをA B C ...のアルファベットに置き換え、保護者に「互換表」を配付する場合
- 氏名・電話番号・地区名(住所ではない)を記入し、連絡網を地区別に編成する。
- PTAの地区委員が地域・家庭別に様々な手段での連絡方法を確保し(公表しない)、学校はPTAの地区委員のみに連絡を取る場合

これらの緊急連絡網に対して住所を記載する必要があるとの主張を述べた保護者の意見(朝日新聞の平成17年2月25日朝刊の「私の視点」)もあります。

緊急連絡網に氏名・住所・電話番号を記載すること自体は問題がありませんが、しかし同意が得られない場合は非記載の自由があることを明確に認識しなければなりません。したがって緊急連絡網の記載内容・配付範囲については、必ず保護者の同意を得て作成し、配付先も限定すること(ゴム印の使用、通し番号の印字など)を原則とし、利用目的を明確化・限定化(例えば行事や授業の中止・変更など)して下さい。

またこれらの個人情報をお机に放置したり、メールに添付したり、持ち出したりしてはいけません。特にカメラ付きの携帯電話が普及している昨今、個人情報が保管されている場所での携帯電話の利用を制限して下さい。

エ 家庭との連絡体制の再検討

電話による家庭との緊急連絡は、共働き家庭の増加や携帯電話の普及などの諸要因によって、必ずしも迅速に連絡がつく情勢でなくなりました。反省すべき事件として、昨年二宮町から提供された児童・生徒の安全に関する情報(「刃物をもった男が逃走している」)の場合も、伝達できた家庭とできなかった家庭がありました。

迅速な情報伝達方法の確立は緊急の課題ですので、これに対応した事例をあげておきますので、学校・園単位でPTAとの話し合いをもち、地域の実情に応じた取り組みをしてください。

【事例】

- * 学校のホームページに情報をアップロードする。
全員がホームページにアクセスできるよう、ITスキルの向上につとめてください。
- * 保護者への連絡手段としてメールを使う。この時送る側の学校ではアウトLOOK・エクスプレスなどメールソフトを使う場合は、必ず「BCC」で連絡して下さい。これを怠るとメールアドレスが全員にわかってしまいます。
- * 必ず連絡がとれる祖父母宅、勤務先、知人の電話番号を、必要な人だけを対象に、保護者了解のもと申告してもらう。
- * 電話連絡網を作成しつつ、地域別に連絡網を編成する。同時にPTAの地区委員が、担当する家庭の連絡方法・連絡先を確保し（祖父母宅、直接訪問など）、連絡体制を二重にする。

オ 個人情報に関する調査の際の注意

個人情報と関連した幼稚園・学校による情報の取得については、すでに掲載した個人情報保護法の15条、16条、18条、20条、23条の条文を再度読んで下さい。利用目的の明確化、個人情報が漏洩しない配慮、そして利用後の破棄が大切です。

これと関連して相模原の小学校での対応が参考になります。その内容は以下の通りです。

毎年実施していたPTAのクラス委員選出に関連した全保護者にあての意向などの調査票が、保護者全員で閲覧できる場合は個人情報保護法に違反するのではという意見が出て、結局学校側は「クラス全員が見ても良い」との個所を削除し、保護者同士の話し合いでは調査票は公開しないことを決めたとのことでした。

学校内の情報もちろんのこと、こうしたPTA活動の内容についても留意する必要があり、調査の目的を明確にし、個人情報に関連するとみられる事柄については情報の保護を徹底し、必要がなくなったときは直ちに破棄しなければなりません。

カ 目的外の利用

教職員が自らの地位を利用し、本人の同意を得ないで、学校が取得した園児・児童・生徒の個人情報を目的外に利用し、第三者に提供することは禁止されています。法令でも条例でも同様です。

個人情報保護法の罰則規定では法の定める義務に違反し、主務大臣の命令にも違反した場合、個人情報取扱事業者（5000人以上のデータを取り扱う場合）は「6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金」の刑事罰が課せられることになっています。大磯町の条例には罰則規定はありませんが、神奈川県個人情報保護条例の中では

第 2 5 条の 2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、第 1 7 条第 1 項又は第 2 3 条第 1 項の決定に係る個人情報記録された行政文書の提示を求めることができる。この場合において、当該決定に係る行政文書の写しが作成されたときは、当該写しについては、前節から次節までの規定及び神奈川県情報公開条例（平成 1 2 年 神奈川県条例第 2 6 号）第 2 章及び第 3 章の規定は、適用しない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。

3 第 1 項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事案の審議を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、諮問実施機関その他の関係者に対して、意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求めることができる。

4 審査会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第 4 5 条 第 2 5 条の 2 第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 3 0 万円以下の罰金に処する。

とあります。

加えて、個人情報を漏洩された本人が、漏洩による被害や、実被害がなくても、漏洩したという事実によって賠償民事訴訟を起こす可能性があります。したがって、規模が大きい漏洩事件や事故の場合には巨額な賠償金支払いに発展する可能性があります。

特に学校に関連する団体である教職員団体、PTA、同窓会などの情報管理は、安易になりがちです。これは幼稚園・学校の教育活動に協力していただいているボランティアの方々の情報も含まれます。

キ 成績などの情報管理

最近では校務処理の電子化もすすみ、児童・生徒の成績処理する場合にパソコンなどを活用しています。こうした成績に関するデータは学校内にとどまっていることが肝要です。しかし学校内にあったとしても、データがコンピュータのハードディスクに保存されている場合で、インターネットにつながっている環境の時は、ハッカーやクラッカーに侵入されて情報が破壊されたり奪取されたり危険があります。またウイルスに感染して情報が流出する場合があります。したがって以下のような点に留意してください。

- 1 成績処理を行うコンピュータはインターネットにつながっていない環境にあること。やむを得ず接続環境にある場合はファイヤーウォールの設定、ウイルス対策ソフトの導入などをおこない、外部からの侵入に細心の防止対策を実施すること。
絶対に「Winny」などのP2Pソフトをインストールしてはなりません。
- 2 コンピュータを使うときはパスワードの設定を行い、特定の人間のみアクセス出来る環境にすること
- 3 個人情報のデータには暗号化、パスワードの設定をする
- 4 個人情報のデータは、わかりにくいファイル名にする

- 5 ハードディスクにデータを残さないこと
- 6 保存したデータは必ず安全な場所（鍵のかかる金庫など）に保管すること
- 7 やむを得ず学校外に持ち出すときは学校長の承認を得ること

【注意 P2Pソフトについて】

Winny（ウィニー）の作成者が著作権法違反幫助の罪で起訴され、現在公判中であることはジャーナリズムの報道などで知っている人も多いと思います。サーバーを介しないファイル交換の手段として、このソフトを「画期的」と評価し、使う人のモラルが悪すぎるのが問題とする識者もいますが、その一方で著作権の保護や個人情報の流失の観点からするときわめて危険なソフトとも言えます。特に「暴露ウイルス」に汚染されると、本人の知らないうちにパソコンの中身がインターネット上に流れ出してしまいます。現在ウィニーで交換されているデータのうち2.7%がウイルスによる流出ものだと言われています。ウィニー以外にもP2Pソフトには「Gnutella」「Napster」「IRC」「WinMx」「Share」「FOLDERSHARE」等があり、インターネット上に出回っています。大磯町の関係者にとっては、学校内に設置してある公的なコンピュータは当然インストールしてはなりません。たとえ自宅に設置している個人所有のコンピュータであってもP2Pソフトを使わないようにしてください。

【事例1】

静岡市の市立小中学校と市教委事務局が3月に破棄したパソコンのハードディスクに入っていた個人情報が出た。パソコンの廃棄前、ハードディスクには、少なくとも5000人分の児童、生徒、卒業生の成績、調査書、保護者の氏名や住所、電話番号など、復元可能な情報が残っていた。パソコンは3月25日にリース業者が回収し、産廃業者が屋外の処分場に保管後、同28日朝に廃棄された。その過程で流出した可能性が高い。（平成17年4月22日）

教職員の皆さんにとっては個人情報ファイルを学校外に持ち出さないことや安易な複写はしない事を肝に銘じて下さい。フロッピーなどで持ち帰ろうとしてカバンを紛失したり、盗難にあったというトラブルは頻発しています。

【事例2】

神奈川県の公立高校教諭（44歳）は昨年（平成16年）12月、2学期期末試験の未採点の答案用紙と、生徒の成績評価などを記録した磁気媒体を、自宅で採点するため、校長の許可なく校外に持ち出した。その後、帰宅途中で知人と飲酒。帰りの電車内で居眠りをしてしまい、翌朝、電車内で目を覚ますと答案用紙を入れたバッグがなくなっていた。

処分 減給1ヶ月 校長 文書訓告 教頭 口頭訓告

【事例3】

大和市立大和中学校 生徒情報盗まれる

車上荒らしでパソコン被害 成績など827人分

大和市教育委員会は9日、市立大和中学校（同市深見西、目代智啓校長、801人）の男性教諭（32）が車上荒らしに遭い、同校生徒827人分の個人情報が入ったパソコンを盗まれていたと発表した。

市教委によると、男性教諭は7日午前零時50分ごろ、同市深見東3丁目の書店駐車場に車を駐車。約40分後に戻ったところ窓ガラスが割られ、後部座席に置いていたバッグ（ノートパソコン、デジタルカメラ、FD、CDなど在中）を盗まれていたという。

パソコンは私物で、2年生260人分の名前と住所、電話番号が記された防災名簿や男性教諭が2004年度に担当していた1・2年生538人分の成績評価、部活動中の生徒写真などがデータとして入っていたという。

市教委の定めた個人情報管理マニュアルでは、校外への持ち出しは原則禁止で、持ち出す場合は事前に校長の許可が必要だった。男性教諭は許可を取っていなかった。

同校では11日に全保護者を対象に緊急保護者会を行う予定で、市教委は「情報管理の徹底と再発防止に全力を尽くしたい」と話している。（石尾 正大）

（平成17年5月10日 神奈川新聞）

また学校として重要なファイルは複写禁止の属性をかけ、ファイルを教頭や教務主任が管理するなどの体制を構築する必要があります。

例えば持ち出す場合には帳簿に申告することとし、その情報を持ち出さねばならない理由の申告とパスワード設定や暗号化を施したかどうかについての確認システムを構築することも一つの方法です。教職員にあってはとても面倒なプロセスですが、この慎重さが大切なのです。

ク データやファイルの破棄と消去

目的を明確かつ限定して蒐集したデータやファイルについてはその目的が終わった時点で破棄しなくてはなりません。緊急連絡網を作成した場合は学校・園内で保管していたデータを破棄し、また家庭に配付した印刷物を回収または破棄を要請してください。成績関係のファイルについては活用の必要がなくなった時点で消去しなくてはなりません。またただ単にコンピュータ上で「ゴミ箱」に入れ、かつ「空にする」にただけでは、再現される可能性もありますので注意が必要です。この点はコンピュータに詳しい人に依頼すると同時に、管理職がデータ管理に十分留意する必要があります。

ケ 訂正・追加・削除について

蒐集した個人情報は正確かつ最新の状態で保つ必要があります、したがって本人から個人情報に関する訂正・追加・削除の要請があった場合は、必要に応じて対応し、場合によ

っては神奈川県または大磯町の審査会において審査を行い、その指示にしたがって訂正・追加・削除しなければなりません。

コ 個人情報の開示について

個人情報については、当該本人からの開示請求があった場合は、原則として、本人に開示しなければなりません。ただし25条にはただし「生命、身体、財産等の権利利益を害するおそれがある場合、業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、他の法令に違反する場合は、開示しないことが出来る。」とあり、学校における教育活動に影響を与える場合や児童虐待など本人などの生命・身体などの利益を害するおそれのある場合は非開示にすることができます。

指導要録の場合、実際の判例では全面開示を認めた事例もある（大阪高裁・平成11年11月25日判決）一方で、全面非開示を正当なものと判断したもの（東京高裁・平成10年10月27日判決）もあります。こうしたなか本人への自己情報開示の問題を考えると平成15年11月11日に出された最高裁判決が参考となります。判決では「各教科の学習の記録」の中の「所見」「特別活動の記録」「行動及び性格の記録」は非開示該当情報、「観点別学習状況」「評定」「標準検査の記録」は開示該当情報と認定しています。要するに評価者の主観的要素が入る可能性が高いと判断される部分は非開示該当情報、評価書の主観的判断が入りにくい場合や客観的事実のみが記録されている場合は開示該当情報という基準が示されています。

サ その他の具体的事例での対応

他の生徒に試験の採点をさせる（小テストも含む）

過去において見られた教職員によるこのような行為は、すでに大磯管内では存在しないと思いますが、テスト結果が他児童・生徒にわかってしまうことは個人情報保護法の理念に違反しています。まだ法律が実施された直後で判例がなく、断定する事はできませんが、「カ 目的外の利用」の個所でも指摘したように、実害がなかったとしても、漏洩した事実によって損害賠償民事訴訟を起こされる可能性があります。

またそれ以上に児童・生徒の教師に対する信頼を失うことが懸念されます。

卒業アルバムに住所録を記載すること

卒業アルバムは本来卒業した個人が保管すべきものですが、外部に流出して悪用される可能性があるとの指摘がなされています。その一方で卒業後もクラス同士、友人同士で連絡を取り合うときに有効であるとの意見もあります。そのためアルバムの最後に住所録を掲載する場合は、児童・生徒・保護者との十分な話し合いと了解が必要です。そしてこの場合も本人や保護者から非記載の要求があった場合は、それに応じなくてはなりません。

同窓会等に生徒などの個人情報を提供する場合は、そのことを予め明示しておくか、提供前に個別に同意を得ることが必要です。

児童・生徒による流出に対する対応

国民生活センターの報告によれば、子ども（6歳～17歳）の個人情報について、2003年度に全国から寄せられた相談件数は1409件もありました。

大磯町でも以下のような事例が報告されています。

* 昨年 11 月下旬から 2 年生の子どもの家に不審電話がかかってきた (3 件)

【 内容 】

2 年生の子どもの家に「健康 センター? の (個人名) 」で「身体計測の結果をまとめているが、バラバラになってクラスがわからなくなった。クラスの子どもの名前・電話番号を教えて欲しい。」これに対して事情を知らない父親が全部教えてしまった。

児童・生徒にも本人の個人情報の重要性を認識させるとともに、他人の個人情報 (電話番号、住所、メールアドレスなど) の尊重についても日ごろから丁寧に指導する必要があります。「特定できない人間からの電話やメールによる問い合わせには一切答えない」「不信を感じたら親や学校に相談する」「場合によっては国民生活センターに相談する」といった具体的な指導をお願いします。

P T A 広報紙における記載内容

横浜市立中学の P T A 広報紙に障害者学級の担任教諭が生徒の名字や指導内容を無断掲載したのは名誉毀損やプライバシー侵害にあたるとして起こされていた訴訟で、平成 17 年 4 月 13 日東京地裁で判決がありました。判決ではプライバシー侵害にあたるとして横浜市に 20 万円の支払を命じる一方で、P T A 会長への請求は棄却しました。

この案件は個人情報保護法の施行以前の出来事ですが、今後の対応としてこの判決を重視しなくてはなりません。裁判長は「一般の読者も、原告が基本的な生活動作ができないとわかる」、障害者学級に在籍していることは「公開されることを欲しない情報」と認定しました。このことに鑑み、P T A 広報紙はもちろんのこと、学校が発行・配付するすべてのもの (学級通信など) に個人情報の漏洩があるかどうか、十分気を付けて下さい。

児童の写真使用についての確認

学年や学級だよりのなかに園児・児童・生徒の写真を掲載する場合があります。この場合は、4 月当初の確認だけでなく、その都度保護者および本人に連絡を取り、了解を得た上で掲載してください。多人数で個人が特定できない場合はこの限りではありません。

学級だより (学級通信) ・学年だより・掲示物などについての確認

記事内容に関して、個人が特定されたり、識別される可能性があり、また園児・児童・生徒本人にとって不利な内容となる場合はこれを除外する必要があります。これをチェックするために、学級だより (学級通信) の場合は担任に加えて学年主任が、学年だよりや掲示物については学年主任・教頭が必ずチェックし、最終的には校長がいずれの場合も指導・管理してください。ホームページも同様です。

2 委託契約などにより、民間事業者が、園児・児童・生徒や教職員個人情報を取り扱うことになる場合

修学旅行に先立ち、旅行業者に児童・生徒の個人情報を提供する事や、健康診断のため、教職員の健診データを医療機関に提供する事などが該当します。この場合は、民間事業者に対して個人情報保護法が適用され、学校は適正な取扱いがなされているかどうか、監督する義務を負うこととなります。したがって契約事項のなかに個人情報保護のための措置を盛り込んでください。

以下「日本教育新聞」（平成17年3月28日 19面 「学校における個人情報保護上」）に掲載された留意点を掲載しておきます。

【注】本引用は日本教育新聞社の許可を得ています。著作権は日本教育新聞社に帰属し、記事、画像などの無断転載はお断りします。

民間事業者を見極める留意点

個人情報の保護に対する姿勢が対外的に示されているか。個人情報に関する考え方や方針（プライバシーポリシー）を公表しているか。

個人情報の利用目的を限定し、明確にしているか。

利用目的と比較して、必要以上の個人情報の提供を求められることはないか。

個人情報保護に関する苦情受付窓口が明示されているか。

民間事業者との委託契約に含めるべき項目

個人情報保護法第22条には

「個人情報取扱事業者は、個人のデータの取扱いの全部又は一部を託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受け付けた者に対する必要かつ適切な監督を行わねばならない」

とあり、委託者の監督義務を定めている。

この趣旨は「行政機関の保有する個人情報保護に関する法律」においても同様であり、各地方公共団体の条例に想定されるものと思われる。

個人情報の取り扱いを含んだ校務を民間事業者に委託し、その遂行過程で個人情報に関する事故が発生した場合、それが民間事業者の責に期すべき事由であったとしても、委託者である学校側の監督責任を回避することはできない。

従って、委託契約の仕様書等には、下記のような項目を含める必要がある。

個人情報を委託業務の範囲を超えて使用したり、外部に提供しないこと。委託業務の遂行にあたり、知り得た秘密は外部に漏らさないこと。このことは、委託業務の終了後も同様であること。

学校の承諾なく、個人情報を複製しないこと、また委託業務を第三者に再委託しないこと。

個人情報の取扱いに関して事故があった場合、速やかに学校に報告すること。

受託者の責に帰すべき事由によって、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。このことは、委託業務の終了後も同様であること。

受託業務の処理を完了したときは、学校の確認下、個人情報を廃棄又は返還すること。

あとがき

個人情報保護法に施行によって教育現場では様々な対応が模索されています。「情報管理委員会」という分掌を設置することも一つの方法です。

この法律によって行き過ぎた反応をし、教育活動が阻害されることがあってはなりません。園児・児童・生徒の現在と将来にわたる教育環境の向上と、一人ひとりの人権と安全が保障される意味での「豊かな」社会の形成がその本来の趣旨です。私たち教育に従事するものとして、この個人情報保護法を尊重してプライバシーを保護しつつ、個人情報の蒐集方法や利用を十分吟味し、保護者・地域・教職員・教育委員会が一体となって、園児・児童・生徒のために協力し合う状況を作り出したいと思います。

【付録1】 県立高校の場合を追加しますので、参考にして下さい。

県立高等学校における個人情報例の対策重要度分類表(例)

大項目	中項目	文書名	管理重要度	保存の目安	保管場所	
生徒の個人情報	学籍関係	生徒指導要録(学籍に関する記録)		20年	耐火金庫	
		出席簿		5年		
		生徒名簿				
		卒業生台帳		30年	耐火金庫	
		転編入学照会書・願書等		1年		
		異動整理簿		3年		
	休学・退学願等		3年			
	成績関係	生徒指導要録(指導に関する記録)		5年	耐火金庫	
		成績一覧表		5年		
		成績個票または伝票等		5年		
		通知票				
		教務手帳				
		進級・卒業判定会議録・会議資料		5年		
	入学者選抜	願書整理簿		5年		
		願書		1年		
		中学校から送付書類(調査書等)		1年		
		答案・作文・面接記録		1年		
		合否判定会議録・会議資料		5年		
		選抜状況一覧表・得点分布表		5年		
	指導関係	誓約書・保証書		5年		
		生徒指導カード・環境カード		3年		
		生徒事故報告・記録		3年		
		特別指導記録等		3年		
		生徒の個人写真		3年		
		生徒住所録等				
	進路関係	生徒緊急連絡網		1年		
		面接記録・カード等				
		奨学生台帳等				
		諸調査・アンケートの結果等				
		調査書		3年		
		推薦書		1年		

大項目	中項目	文書名	管理重要度	保存の目安	保管場所	
生徒の個人情報	健康関係	健康診断票(中学校からの送付)		5年		
		健康診断票		5年		
		歯科・心臓検査等結果				
		保健調査・アンケート結果等				
		健康保険証の写				
		日本スポーツ振興センター報告書等				
	その他	職員会議録		5年		
		授業料等振込先申請書類等				
		学校行事等における写真等				
	教職員の個人情報	勤務関係	出勤簿			
			休暇簿・休暇届等			
			研修関係書類			
			事故報告関係書類			
			公務災害等関係書類			
			人事関係書類			
		職員住所録等				
		緊急連絡網				
		健康関係	健康診断票等関係書類			
職員会議録						
学年・分掌会議録等						
その他	家族や給料等に関する書類					
学校関係者の個人情報	卒業生	同窓会等卒業生関係書類				
		教育実習生関係書類				
	PTA	役員名簿				
		役員・会員住所録等				
	その他	学校評議員等学校外関係者住所録等				
		旧職員名簿・住所録等				

- : 個人情報のうち特に重要なもの
- : のうち、持ち出し許可の対象にならないもの
- : 以外の個人情報
- : 個人情報の記載があるもの

(学校独自に対象文書を追加することは可能です)

【付録２】 厚生労働省ガイドラインＱ＆Ａより

病院や診療施設向けで

Ｑ 「生徒のけがの状態などを、付き添ってきた担任の先生に対し、説明してはいけないでしょうか。」

Ａ 生徒が付き添ってきた先生の同席を拒まないのであれば、同席させて説明を行う事が出来ます。

家族などへの病状説明については、「病態等について、本人と家族等に同時に説明を行う場合には、明示的に本人の同意を得なくても、その本人と同時に説明を受ける家族等に対する診療情報の提供について、本人の同意を得られたものと考えられる」のでこの考え方と同様に、生徒が付き添ってきた先生の同席を拒まないのであれば、生徒本人と担任の先生を同席させてけがの状態や治療の進め方等について説明を行うことができると考えます。

同席して説明を受けなかった場合に、あとから担任の先生が医療機関に問い合わせるときは、「学校からの照会」一般の考え方同様に、本人の同意がなければ回答できません。

ただし、けがの原因となった事故の再発防止などに有効であり、学校側に必要な情報を伝えておくべきと医師が判断できる場合は、「人の生命、身体の保護に必要な場合」に該当し、仮に当該生徒本人の同意が得られないときであっても、必要な範囲で担任の先生に情報できると考えます。